

シビックゾーン第2次整備計画

目 次

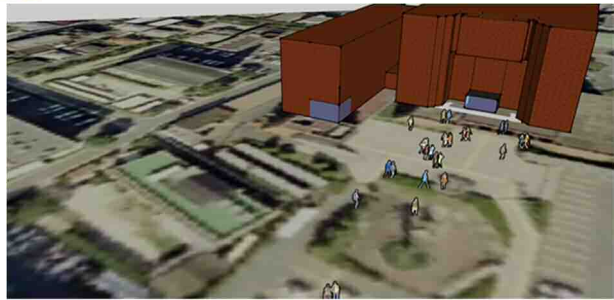
1. 第2次整備計画策定の背景	1
2. 第2次整備の基本方針	1
3. 市庁舎(増築)整備	
3-1. 整備方針	2
3-2. 整備概要	5
3-3. ゾーニング案	7
4. 駐車場・駐輪場等整備	
4-1. 整備方針	9
4-2. 整備概要	10
5. 広場等整備	
5-1. 整備方針	11
5-2. 整備概要	12
6. バス専用乗降レーン等整備	
6-1. 整備方針	13
6-2. 整備概要	13
7. 総合福祉センター改修の支援	
7-1. 整備方針	14
7-2. 整備概要	14
8. 回廊の改修	
8-1. 整備方針	15
8-2. 整備概要	15
9. 今後の検討課題	
9-1. 空中通路の設置や信号の工夫	16
9-2. まどかぴあ南側広場の整備	16
10. 配置図	17
11. 第2次整備計画工程表	18

1. 第2次整備計画策定の背景

本市では、平成 28(2016)年に策定した「シビックゾーン基本構想」において、施設の機能集約・再配置を図るため、シビックゾーンを「子ども・子育て・健康ゾーン」、「文化・学習・にぎわいゾーン」、「行政・福祉・ボランティアゾーン」の3つに区分し、それぞれのゾーンの基本的な考え方を設定した。

この基本構想の具体化に向けては、周辺環境や市民ニーズの変化など、各種条件を整理し、調整が図られたものから順次具体的な個別計画を作成することとし、平成 29(2017)年には、「すこやか交流プラザ」の整備や「すこやか交流プラザ」と「大文字公園」との一体的な利活用のための整備などを定めた「シビックゾーン第1次整備計画」を策定したところである。

その後、残るゾーンが最大の効果を発揮できるよう県有地の取得に向けた協議を進め、それぞれの整備の検討が可能になったことから、ここに「シビックゾーン第2次整備計画」を策定する運びとなった。



2. 第2次整備の基本方針

「シビックゾーン第2次整備計画」の整備にあたっては、次の4つを基本方針とする。

- ◇災害発生時の本部機能や応急復旧活動を担う防災拠点の整備
- ◇快適で安全な回遊手段の確保
- ◇シビックゾーン施設の機能連携
- ◇新たなにぎわいを生み出す施設の整備

3. 市庁舎(増築)整備

3-1. 整備方針

基本方針:◇災害発生時の本部機能や応急復旧活動を担う防災拠点の整備

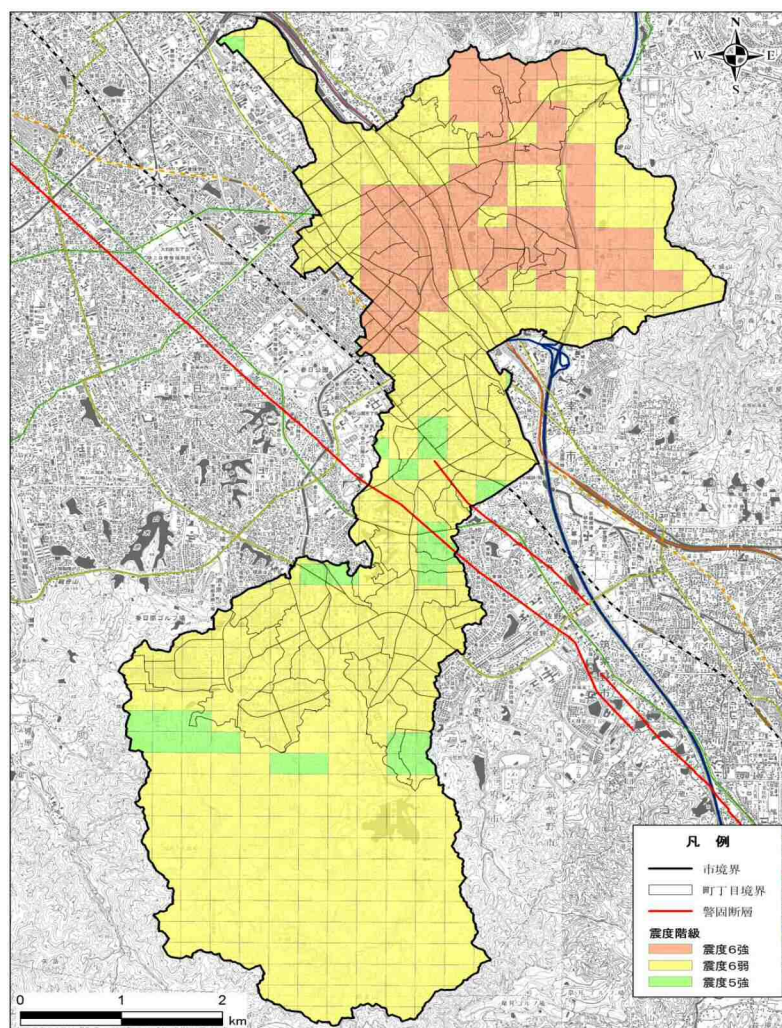
施設整備にあたっては、基本方針に基づき、次の2つの整備方針により実施する。

【整備方針1】大地震後も防災拠点となる施設の整備

我が国は世界有数の地震国であり、その中で現在、最も懸念されている地震は、南海トラフ地震で、政府の中央防災会議におけるワーキンググループが平成 24(2012)年8月に公表した被害想定によると、最大で死者が 32 万3千人、建物の全壊や全焼が 238 万 6千棟とされている。

また、南海トラフを震源とする大地震は、過去 100 年から 200 年の周期で繰り返し発生しており、今後 30 年以内の地震発生確率は 70%から 80%と非常に高くなっている。

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査」(平成 24(2012)年 3 月公表)では、福岡県西方沖地震の震源より南東部の福岡市(博多湾)から筑紫野市付近にかけての部分为本市に関する警固断層の想定地震モデルとしており、震源断層の長さ 27 km、震源断層の幅 15 km(上端の深さ 2km、下端の深さ 17 km)、地震の規模をマグニチュード 7.2 と想定している。この地震による被害は、最大で死者 42 名、負傷者 909 名、建物の全壊が 577 棟、半壊が 432 棟と想定されている。



震度分布図 (警固断層南東部 M7.2)

政府の地震調査本部が公表した活断層の長期評価によれば、この警固断層南東部を震源とする地震発生確率は、30年以内で最大6%という想定がなされており、今後30年以内の地震発生確率は我が国の主な活断層の中で、最も高いグループに属する「Sランク」とされている。平成28(2016)年熊本地震発生直前における地震発生確率(30年以内で最大0.9%)に比べて遥かに高く、平成7(1995)年兵庫県南部地震発生直前における地震発生確率(30年以内で最大8%)と比べても大差がないことから、警固断層南東部を震源とする地震は、近い将来の発生が懸念されるところである。

一方、平成28(2016)年4月に発生した熊本地震においては、耐震改修をすでに終えていた自治体の庁舎が、2回目の地震動で大きく損傷し、外部に機能を移転せざるを得なくなるという事案が発生している。建築基準法に基づく現在の耐震基準は、建築物に関する最低限の基準で、大地震時に建築物の倒壊などを防止し人命を守ることを目的としているが、建築物の機能継続を保証するものではない。

耐震改修が完了した本市の市庁舎であっても、熊本地震レベルの大地震によって機能が継続できなくなる可能性は否定できない。大地震後においても防災拠点として機能継続可能な施設の整備が急務である。さらには、耐震性のみではなく、大規模災害が発生した時に市民の心の支えとなる拠点の重要性が高まっている。

防災拠点施設を整備するにあたっては、耐震性を十分に確保するため、設計段階において建物構造などの検討を行い、最適な構造を決定していく必要がある。

主要活断層帯の長期評価の概要(抜粋)(算定基準日 平成29(2017)年1月1日)

断層帯名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
警固断層帯(南東部)	7.2	ほぼ0.3%~6%	ほぼ0.4%~9%	ほぼ0.9%~20%

(参考) 平成28(2016)年熊本地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
布田川断層帯 (布田川区間)	7.3	ほぼ0%~0.9%	ほぼ0%~1%	ほぼ0%~3%

(参考) 平成7(1995)年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率
		30年以内
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 (野島断層を含む区間)	7.3	0.02%~8%

出展：地震調査研究推進本部「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」

【整備方針2】平時においても有効に活用できる施設の整備

災害発生時の対応における拠点ということが本来の目的であるため、発災時にその機能を最大限に発揮することが求められるが、目的を妨げない範囲で、平時においても有効に活用できる施設として整備する。

具体的には、災害発生時において、1階は「大野城市業務継続計画(地震編)」に基づく、り災証明発行の窓口業務などの執務スペースとし、平時は、「まどかフロア」の拡充による、ワンストップサービスの向上を図っていく。

その他の階層でも、大地震などによる災害対応にあたり、市の諸活動と一体的な活動が必要となる関係機関（警察・自衛隊・消防署・国土交通省など）の控室など、災害対応に必要な諸室を整備し、平時は、市民参加型の会議に使用する会議室とするなど、有効に活用していく。



3-2. 整備概要

整備方針を勘案し、地上4階、地下1階の建物を整備する。

また、各諸室の概要は次のとおりとする。

なお、諸室名のカッコ書きは平時における諸室の用途を示している。

① 災害対策本部会議室(会議室)

概要	災害発生時は本部長(市長)、副本部長(副市長・教育長)、本部員(部長)および関係機関などが参集し、それぞれが把握している状況や実施している対応状況を報告して情報を共有するとともに、市としての災害応急対策の基本方針の決定や各部の連絡・調整を行なう場、平時は会議室とする。
----	--

② オペレーションルーム・無線室(大会議室・無線室)

概要	災害発生時は災害対策本部会議室・関係機関控室(関係機関調整会議室)との連携や情報収集・共有、活動方針の決定、各部への命令指示の伝達など、市の危機管理に必要な総合事務、業務の調整を継続的に行う場、また、被災現場などとの通信を想定し無線室を併設、平時は大会議室とする。
配置上配慮する点	多数の部屋が必要になるため、状況に応じて分割して使用できるように可動間仕切りなどを設置する。

③ 関係機関控室 兼 調整会議室(会議室)

概要	災害発生時は市および関係機関が連携して実施する災害対策に係る個々の業務について、その具体的な業務分担と業務の範囲、その実施時期と実施計画などを協議・調整する場、平時は会議室とする。
配置上配慮する点	多数の部屋が必要になるため、状況に応じて分割して使用できるように可動間仕切りなどを設置する。

④ 臨時記者会見室 兼 マスコミ控室(会議室)

概要	災害発生時は災害対策本部長などが臨時に記者発表するための部屋およびマスコミなどの機関の控室、平時は会議室とする。
----	--

⑤ 大野城市業務継続計画実施の執務スペース(まどかフロアの拡充スペース)

概要	災害発生時は大野城市業務継続計画(地震編)実施の執務スペース、平時はまどかフロアの拡充スペースとする。
----	---

⑥ 自家発電機室

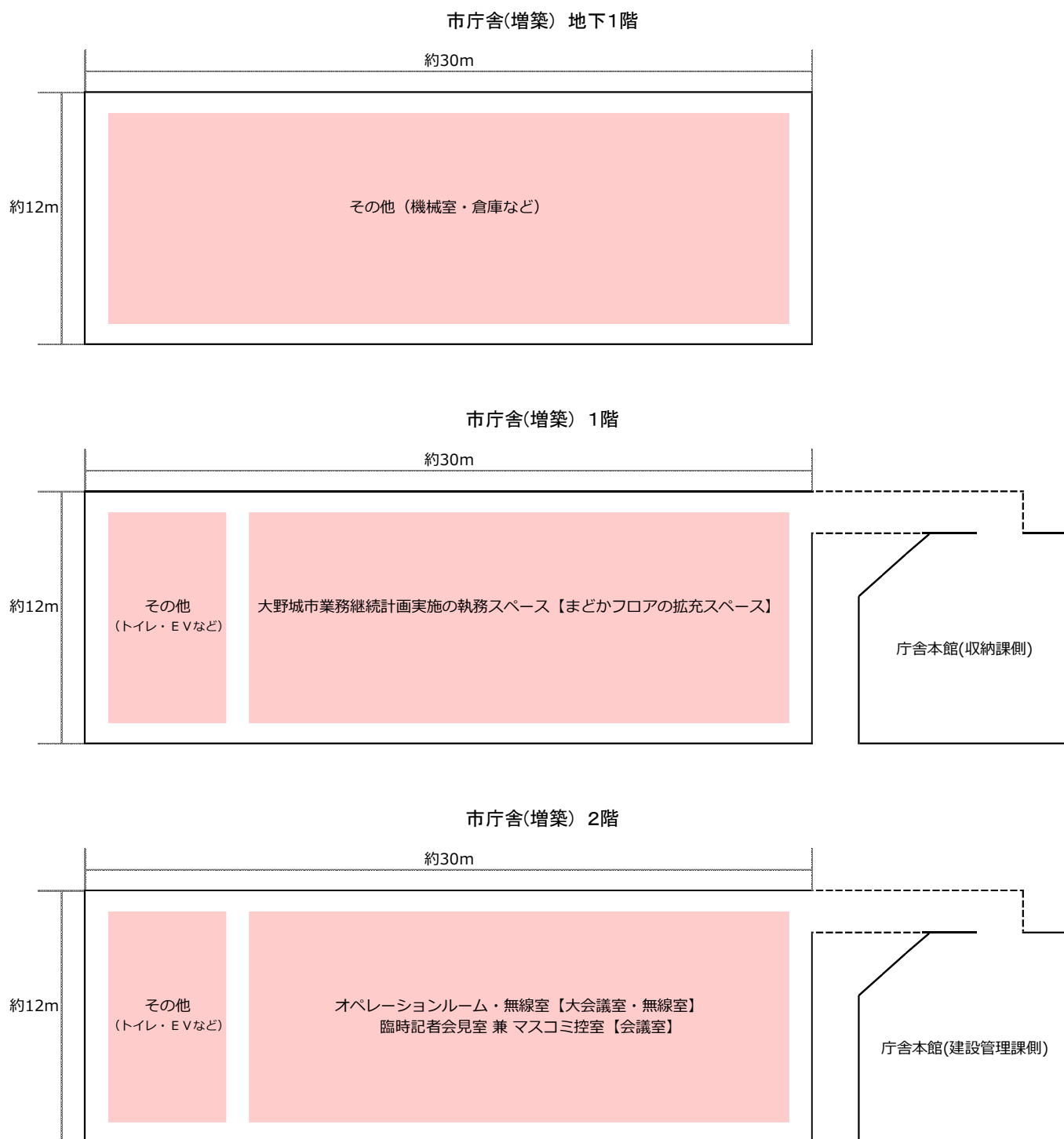
概要	電気が不通になった場合を想定し、自家発電機を設置。3日間(72 時間)は外部からの供給なしで非常用電源が稼働できる計画とする。
----	---

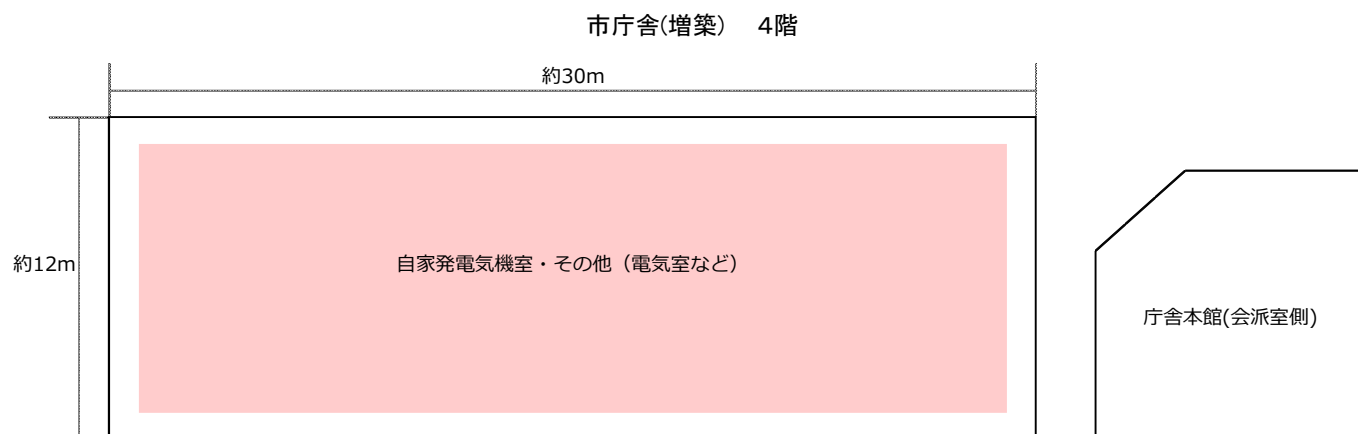
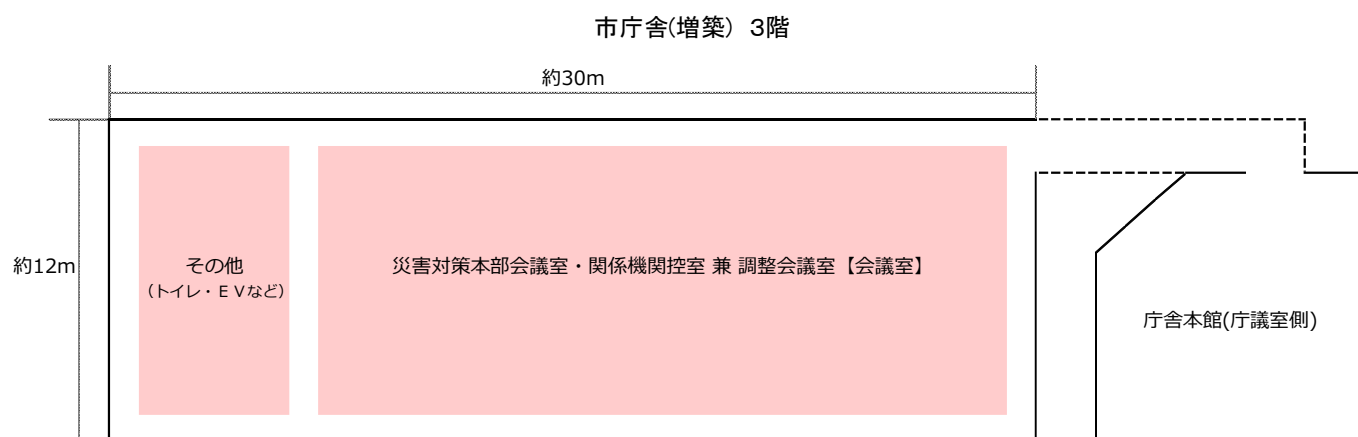
⑦ その他

概要	電気室、倉庫、機械室、給湯室、トイレ・多目的トイレなど。なお、倉庫には災害対応時に必要な関連資料や資機材等を備蓄する。
----	---

3-3. ゾーニング案

整備概要に基づくゾーニング案は、次のとおりとする。ただし、建設にあたっては、基本設計を行い、詳細を決定する。





概算事業費は再検討する。

4. 駐車場・駐輪場等整備

4-1. 整備方針

基本方針:◇シビックゾーン施設の機能連携

施設整備にあたっては、基本方針に基づき、次の整備方針により実施する。

【整備方針】シビックゾーン内施設をつなぐ駐車場整備

県有地である「県警大野待機宿舎跡地」については、県の管理委託を受け、77 台分の駐車場として仮整備し、利用している。

「シビックゾーン基本構想」の「2章 現状分析、2-2 駐車場と動線、(1) 駐車場の現況」の現状分析においては、「県警大野待機宿舎跡地」も含め、『「大規模小売店舗立地法(※)」などの基準に基づく駐車可能台数の算定においては、不足している状態にまでは至っていない』と分析している。

また、『「大野城まどかぴあ(以下「まどかぴあ」という。)」の大ホールを活用したイベントや「大野城心のふるさと館(以下「ふるさと館」という。)」の特別展示などが重複する際には一時的に収容可能台数を超える事も想定されるため、今後は、公共交通機関の利用促進を図り、駐車台数の抑制を図った上で、駐車場の適正利用の確保および必要な駐車場の整備を進める必要がある。』としている。

「ふるさと館」が開館したことなどにより、今後もシビックゾーン内の交流人口の増加が見込まれることから、「県警大野待機宿舎跡地」については、県から買い上げた上で、「ふるさと館」などの来館者の駐車場として整備し、施設間の機能連携を図っていく。

*大規模小売店舗立地法

百貨店や量販店などといった大型店の立地に関しその周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置および運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより小売業の健全な発達を図り、もって国民経済および地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とした法律。同法の「環境基準」の要求項目の中に、「駐車場整備基準の充足」が掲げられており、交通渋滞を起こさせない駐車場の整備が求められている。

4-2. 整備概要

① 駐車場

概要	アスファルト舗装による整備を行う。
----	-------------------

② 駐輪場

概要	駐輪場を整備する。
----	-----------

概算事業費 359,084 千円 （内訳） 委託料(設計監理料)・・・13,304 千円

工事費・・・・・・・・・・88,691 千円

用地購入費・・・・・・・・257,089 千円

5. 広場等整備

5-1. 整備方針

基本方針:◇シビックゾーン施設の機能連携

◇災害発生時の本部機能や応急復旧活動を担う防災拠点の整備

◇新たなにぎわいを生み出す施設の整備

施設整備にあたっては、基本方針に基づき、次の3つの整備方針により実施する。

【整備方針1】施設間の機能連携を高める憩いの広場整備

「シビックゾーン基本構想」の「3章 整備構想、3-1 基本方針、(3) 公共空間の利活用、(4) 景観と施設デザイン」では、シビックゾーンにおける、施設に隣接する広場スペースの利活用とその整備における景観への配慮の必要性が示されている。市民が集う憩いの空間を創出するためには、人の視点を考慮した心地よく感じる施設への動線を阻害しない空間デザインが肝要であり、既存の施設や景観を尊重しながら、視覚的にも開けた、施設と施設をつなぐ公共空間が必要とされている。

このことから、「市庁舎」と「まどかぴあ」の中間に位置する県有地(大野城市曙町二丁目14番5)については、県から買い上げた上で、子どもから高齢者まで、すべての市民の憩いの場となるような屋外広場(以下「(仮称)中央広場」という)として整備し、施設間の機能連携を高める公共空間を創出する。

【整備方針2】災害発生時の一時避難場所整備

警固断層南東部を震源とする地震は、いつ発生してもおかしくない状況であり、「まどかぴあ」の大ホールを活用したイベントや「ふるさと館」の特別展示など、多くの人が交流するシビックゾーンにおいては、災害発生時に安全を確保できる避難場所が不可欠である。

「(仮称)中央広場」は市民の憩いの場となる屋外広場として整備するが、災害発生時には、「大野城市地域防災計画」に基づく「一時避難場所」として活用する。

【整備方針3】「(仮称)中央広場」と一体的な活用も視野に入れた駐車場整備

市庁舎の南側のスペースについては、従来「まどかフェスティバル」や「福祉フェスティバル」などで利活用しているが、「ふるさと館」の開館など、更なる交流人口の増加が見込まれる中で、イベントスペースが不足することも想定される。

屋外のイベントや式典時には「(仮称)中央広場」と一体的に活用できる駐車場を整備し、イベントなどの規模に合わせて、可変的に使用する。このことにより、「まどかぴあ」、「総合福祉センター」、「ふるさと館」など、各施設が連携しながら、「(仮称)中央広場」や駐車場を活用したイベントや式典などによる新たなにぎわいの創出が期待できる。

5-2. 整備概要

① (仮称)中央広場

概要	子どもから高齢者まで、すべての市民の憩いの場となるような整備をする。また、災害発生時の一時避難場所やイベントなどのスペースとしても活用する。
----	--

② 南駐車場

概要	「(仮称)中央広場」の整備と併せて、来庁者用の駐車場を整備する。イベントや式典時などは、「(仮称)中央広場」と一体的な活用も視野に入れる。
----	---

概算事業費 248,801 千円 （内訳）委託料(設計監理料)・・・19,597 千円

工事費・・・・・・・・130,641 千円

用地購入費・・・・・・・・98,563 千円

6. バス専用乗降レーン等整備

6-1. 整備方針

基本方針:◇快適で安全な回遊手段の確保

施設整備にあたっては、基本方針に基づき、次の整備方針により実施する。

【整備方針】安全で円滑な移動を可能にする車の動線整備

「ふるさと館」や「まどかぴあ」、「総合福祉センター」の来館者の快適で安全な回遊手段を確保するため、バス乗降場所と動線を整備する。

また、まどかぴあ北側の通路においては、来館者の荷物の積み下ろしなどのために車が停車することがあり、そのことが通行の妨げになっている。この課題を解消するため、車の動線の整備とあわせて乗降場を整備する。

6-2. 整備概要

① 総合福祉センター前 バス専用乗降レーン

概要	バスの動線を確保し、総合福祉センター前に3台分のバス専用乗降レーンを整備する。
----	---

概算事業費 7,915 千円 (内訳) 委託料(設計監理料)……911 千円

工事費…………… 7,004 千円

② まどかぴあ北側 車両乗降場

概要	まどかぴあ北側に車両乗降場を整備(バス優先)。
----	-------------------------

※まどかぴあ北側 車両乗降場の整備については、「5. 広場等整備」と併せて実施する。

7. 総合福祉センター改修の支援

7-1. 整備方針

基本方針:◇シビックゾーン施設の機能連携

施設整備にあたっては、基本方針に基づき、次の整備方針により実施する。

【整備方針】施設利用者の利便性向上と機能連携の整備

総合福祉センターは、高齢者・障がい者・母子および児童だけでなく、全ての市民の福祉推進のため総合的な便宜を提供するとともに、ボランティアや福祉活動の拠点となる施設である。

総合福祉センターの設置目的に沿った改修を行い、施設利用者の利便性を高め、福祉の拠点機能の向上を図る。また、「ふるさと館」や「まどかぴあ」、「市庁舎」との連携を進めていくことで、シビックゾーン施設の機能強化を図っていく。

7-2. 整備概要

① トイレ等の改修

概要	トイレのドライ化を行い、便器も和式から洋式に変更する。また、老朽化した配管の改修工事を行う。
----	--

② バリアフリー化

概要	施設の段差等を改修し、バリアフリー化を行う。
----	------------------------

概算事業費 27,595 千円※ （内訳）委託料(設計監理料)……3,200 千円
工事費……………24,395 千円

※概算事業費については大野城市社会福祉協議会への補助金として支出する。

8. 回廊の改修

8-1. 整備方針

基本方針：◇快適で安全な回遊手段の確保

県道 112 号福岡日田線からの入口付近の整備と併せて回廊の改修を行う。

8-2. 整備概要

① 回廊の一部撤去・一部整備

概要	市庁舎(増築)整備に併せて、回廊の一部撤去および整備を行う。
----	--------------------------------

② 回廊の屋根整備

概要	県道 112 号福岡日田線からの入口付近の整備と併せて、回廊を整備し、歩行者の快適で安全な回遊手段を確保する。
----	--

概算事業費 39,360 千円 (内訳) 委託料(設計監理料)……3,579 千円
工事費………35,781 千円

9. 今後の検討課題

9-1. 空中通路の設置や信号の工夫

「ふるさと館」の開館により、県道 112 号福岡日田線、市道 115 号曙町・瑞穂町線の交通量の増加、およびそれらの交差点における交通渋滞などが懸念されている。その対策としては、空中通路の設置や、歩車分離など交差点の信号の工夫などが必要である。



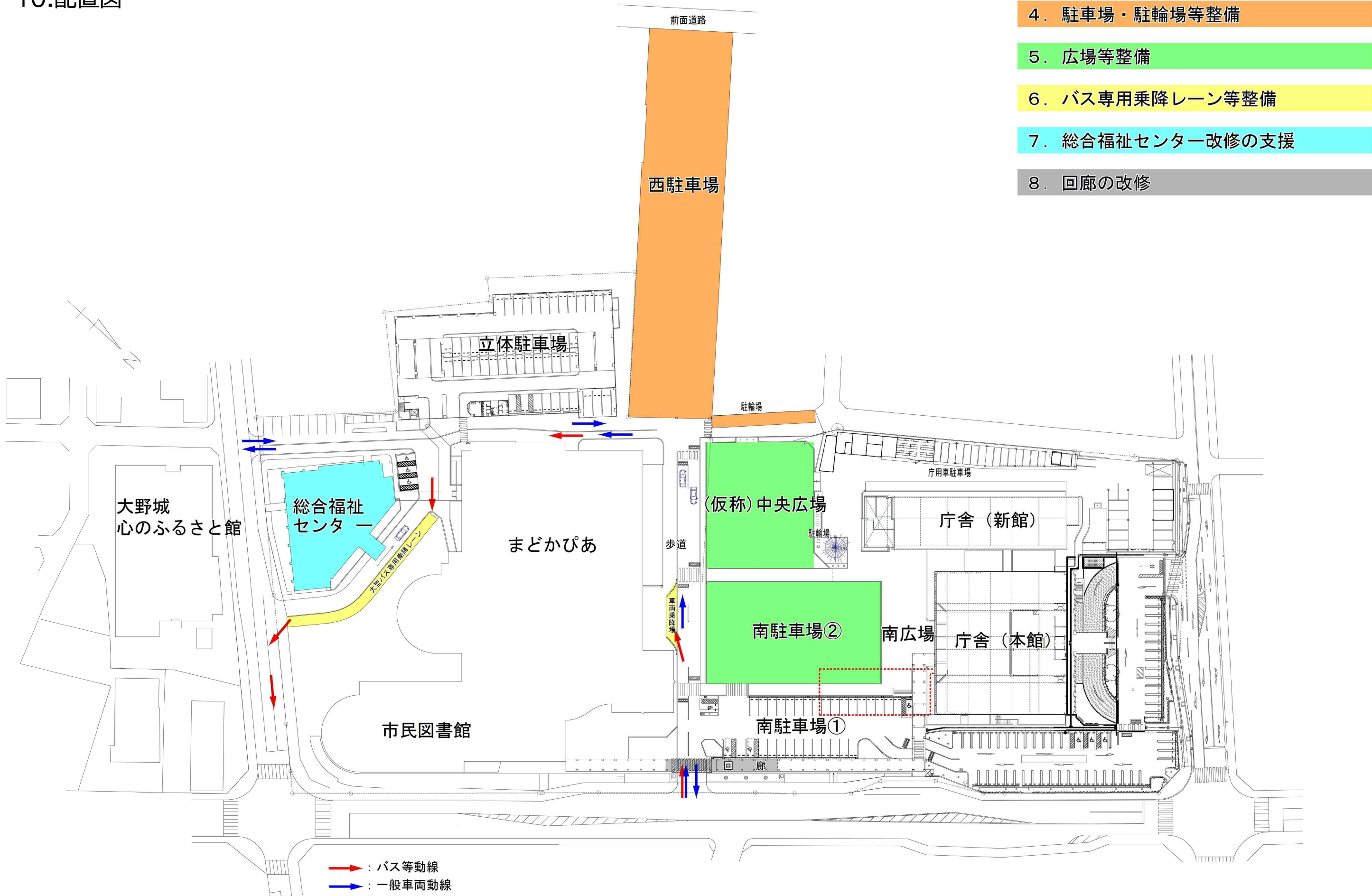
ゾーン内の快適で安全な回遊手段を確保するために、空中通路の整備も想定されるが、費用や安全性の課題があるため、今後の交通状況等をみながら、必要性について検討していく。

9-2. まどかぴあ南側広場の整備

イベントなど、さまざまな用途で活用できるように、まどかぴあ南側広場の整備について、今後、検討を行う。

しかし、まどかぴあ南側オープンスペースを整備するにあたっては、空中通路の設置状況などの影響を受けるため、空中通路の設置検討とあわせて検討を進めていく。

10.配置図



11.第2次整備計画工程表

[illegible]

※工程は今後変更する可能性があります。

シビックゾーン第2次整備計画

平成 31(2019)年2月策定

令和2(2020)年7月改定

〒816-8510 福岡県大野城市曙町2-2-1

TEL/092-580-1805(直通)

FAX/092-573-7791

E-mail/jks@city.onojo.fukuoka.jp